

国指定小笠原群島鳥獸保護区
特別保護指定区域
指定計画書
【指定】

令和元年 1 1 月 1 日
環 境 省

1 国指定鳥獣保護区特別保護指定区域の概要

(1) 特別保護指定区域の名称

国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域

(2) 特別保護指定区域の区域

国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護地区のうち父島字扇浦（扇浦30番1、同30番2、同31番1、同33番5、同33番6、同33番7、同33番8、同33番39、同61番、同62番、同63番、同64番1、同65番、同66番、同67番7（字扇浦67番1、同67番7が接する境界線から同68番1に接する延長線より北の区域に限る）、同68番1（字二子3番1、同4番1、字扇浦69番との接点から字扇浦30番1の南端を結ぶ直線より北の区域に限る）、同70番、同71番、同72番、同73番、同75番、同76番、同77番の区域に限る）及び父島字二子（二子4番1（字二子3番1と字扇浦69番との境界線の延長線より北の区域に限る）、同30番（字扇浦73番の北西端と南西端を結ぶ直線の延長線より北東の区域に限る）の区域に限る）の区域

(3) 特別保護指定区域の存続期間

令和元年11月1日から令和21年10月31日までの各年の12月1日から6月30日まで

2 特別保護指定区域の面積内訳

別表1のとおり

3 指定区域における鳥獣の生息状況

(1) 当該地域の概要

ア 特別保護指定区域の位置

当該区域は、東京都心の南方約1,000kmの海上に位置する東京都小笠原村に属する父島の扇浦地区である。

イ 地質、地形等

当該区域は、風が直接当たらない谷地形の再堆積地であり、一部の場所に止水がある。

ウ 植物相の概要

当該区域は、過去に畑地となっていたことから、ガジュマルやアカギ等、タケ類、ツル性の植物等が鬱蒼としており、ムニンヒメツバキやモクタチバナ等の在来種はわずかに繁茂している。

エ 動物相の概要

小笠原群島は、大陸から遠く隔てられているため動物相は貧弱である。大型

の哺乳類は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 7 5 号）（以下「種の保存法」という。）に基づく国内希少野生動植物種及び文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）の天然記念物に指定されているオガサワラオオコウモリ一種のみであり、特異的な生態系を示している。当該区域は、冬季になると父島に生息するほぼ全てのオガサワラオオコウモリが集団でねぐらを形成し、繁殖活動をする、集団ねぐらは毎年ごく限られた範囲に形成され、父島内において冬季には他に集団ねぐらは形成されていないことが明らかとなっている。現時点において、当該区域は父島のオガサワラオオコウモリ個体群の安定した生息のためには極めて重要な地域である。

また、移入動物で野生化したノネコ、ネズミ類も当該区域に生息している。

（2）生息する鳥獣類

ア 鳥類

別表 2 のとおり

イ 獣類

別表 3 のとおり

（3）当該地域の農林水産物の被害状況

なし

4 施設整備に関する事項

- | | |
|-------------------|-----|
| （1）鳥獣保護区特別保護地区用制札 | 3 本 |
| （2）案内板 | 1 基 |
| （3）その他（解説板） | 1 基 |

5 参考事項

当初指定

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日（平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日環境省告示第 8 4 号）

別表 1 国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域の面積内訳表

◆形態別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
総面積	(20,058)			(1,345)					
	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53.23 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
林 野	(6,921)			(1,341)					
	6,551 ha	0 ha	6,551 ha	1,318 ha	53.23 ha	1,371 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha
農耕地	35 ha	0 ha	35 ha	(4)					
				0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	(100)			(0)					
	477 ha	0 ha	477 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha

◆所有別面積内訳

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
国有地	(5,383)			(1,255)					
	5,390 ha	0 ha	5,390 ha	1,260 ha	53 ha	1,313 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林	(4,740)			(869)					
林野庁所管	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
制限林	4,747 ha	0 ha	4,747 ha	874 ha	53 ha	927 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	1,615 ha	0 ha	1,615 ha	874 ha	46 ha	920 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	1,614 ha	0 ha	1,614 ha	0 ha	46 ha	46 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	1 ha	0 ha	1 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林	0 ha	0 ha	0 ha	874 ha	0 ha	874 ha	0 ha	0 ha	0 ha
国有林以外の国有地	3,132 ha	0 ha	3,132 ha	0 ha	7 ha	7 ha	0 ha	0 ha	0 ha
環境省所管	643 ha	0 ha	643 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	2 ha	0 ha	2 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
地方公共団体所有地	641 ha	0 ha	641 ha	386 ha	0 ha	386 ha	0 ha	0 ha	0 ha
都道府県所有地	(6)			(6)					
	533 ha	0 ha	533 ha	7 ha	0 ha	7 ha	1 ha	0 ha	1 ha
制限林地	365 ha	0 ha	365 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	194 ha	0 ha	194 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	171 ha	0 ha	171 ha	6 ha	0 ha	6 ha	0 ha	0 ha	0 ha
市町村所有地等	168 ha	0 ha	168 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	27 ha	0 ha	27 ha	1 ha	0 ha	1 ha	1 ha	0 ha	1 ha
その他	141 ha	0 ha	141 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
私有地等				(84)					
	1,140 ha	0 ha	1,140 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
制限林地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
保安林	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
砂防指定地	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
その他	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
普通林地	940 ha	0 ha	940 ha	57 ha	0.23 ha	57 ha	2 ha	0.23 ha	2 ha
その他	200 ha	0 ha	200 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
公有水面	13,002 ha	0 ha	13,002 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
計	20,065 ha	0 ha	20,065 ha	1,324 ha	53 ha	1,377 ha	3 ha	0.23 ha	3 ha

◆他法令による規制区域との重複

	鳥獣保護区			特別保護地区			特別保護指定区域		
	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積	既 存 面 積	拡大（縮小）面積	拡大（縮小）後の面積
自然環境保全法による地域	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha	0 ha
特別地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
普通地域	0 ha	ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha	ha	ha
自然公園法による地域	(19,101)			(1,331)					
	19,631 ha	ha	19,631 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	0 ha	0 ha	0 ha
(小笠原国立公園)									
特別保護地区	4,934 ha	ha	4,934 ha	1,323 ha	53 ha	1,376 ha	ha	ha	ha
特別地域	1,677 ha	ha	1,677 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
普通地域	13,020 ha	ha	13,020 ha	0 ha	0 ha	0 ha	ha	ha	ha
文化財保護法による地域 (名称：小笠原南島の沈水カルスト地形)	60 ha	ha	60 ha	28 ha	0 ha	28 ha	0 ha	0 ha	0 ha

(注)

1. ヘクタール単位とし、原則として小数点以下を四捨五入する。
2. 面積の精査により、数値の変更があった場合は、精査前の、面積を既存面積の項に（ ）書きで上段に記載する。
※ 自然公園法による地域については、小笠原国立公園が拡張したことに伴う面積の増加
3. 「形態別内訳」の水面については、干潟の面積を内数で〈 〉書きで記入する。
4. 「所有者別内訳」の保安林については、森林法第25条第1項各号の目的別に面積を記載する。
5. 「他の法令による規制区域」については、自然環境保全法に基づく指定地域（国指定自然環境保全地域及び都道府県指定自然環境保全地域）、自然公園法に基づく指定地域（国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園）、文化財保護法に基づき区域指定されている地域のいずれかに該当する場合に、それら規制区域ごとに名称と面積を記入する。

(別表2) 国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域

目	科	種名または亜種名	種の指定等	備考
ハト	ハト	○ <u>アカガシラカラスバト</u>	CR、国内希少、天然記念物	留鳥
タカ	タカ	○ <u>オガサワラノスリ</u>	EN、国内希少、天然記念物	留鳥
スズメ	ヒヨドリ	○ オガサワラヒヨドリ		留鳥
	ウグイス	ウグイス		旅鳥
		○ ハシナガウグイス		留鳥
	メジロ	シチトウメジロ		外来
		イオウトウメジロ		外来
	ヒタキ	○ トラツグミ		留鳥
		ツグミ		冬鳥
		ジョウビタキ		旅鳥
	セキレイ	ハクセキレイ		冬鳥
計		11種		

(注)

- ¹ データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- ² 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- ³ 種の指定等の要件は次の通りである。
- 環境省レッドリスト2018
- EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧
- DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
- 国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
- 国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
- 天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- ⁴ ○印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- ⁵ 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

(別表3) 国指定小笠原群島鳥獣保護区特別保護指定区域

目	科	種名または亜種名		種の指定等	備考
コウモリ	オオコウモリ	○	<u>オガサワラオオコウモリ</u>	EN、国内希少、天然記念物	
ネコ	ネコ	○	ノネコ		外来
ネズミ	ネズミ	○	ドブネズミ		外来
		○	クマネズミ		外来
		○	ハツカネズミ		外来
計		5種			

(注)

- データは『世界遺産一覧表記載推薦書 小笠原諸島』、『世界自然遺産小笠原諸島管理計画』及び『日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)』に拠る。
- 鳥類の目・科・種(和名)及び配列は、日本鳥類目録改訂第7版(日本鳥学会、2012年)に拠った。
- 種の指定等の要件は次の通りである。
環境省レッドリスト2018
EX:絶滅、CR:絶滅危惧ⅠA類、EN:絶滅危惧ⅠB類、VU:絶滅危惧Ⅱ類、NT:準絶滅危惧
DD:情報不足、LP:絶滅の恐れのある地域個体群
国内希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国内希少野生動植物
国際希少:絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律による国際希少野生動植物
天然記念物:文化財保護法による天然記念物
- 印は当該区域において一般的に見られる鳥獣。アンダーラインは鳥獣保護及び狩猟の適正化に関する法律第2条第4項に規定する希少鳥獣又は天然記念物に指定された鳥獣。
- 備考欄には、鳥類については、留鳥、夏鳥、冬鳥、旅鳥又は迷鳥の別を記載する。外来鳥獣については、外来と記載する。

国指定小笠原群島 鳥獣保護区 位置図

凡例

-  国指定鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特別保護指定区域
-  国指定鳥獣保護区外
-  国立公園



0

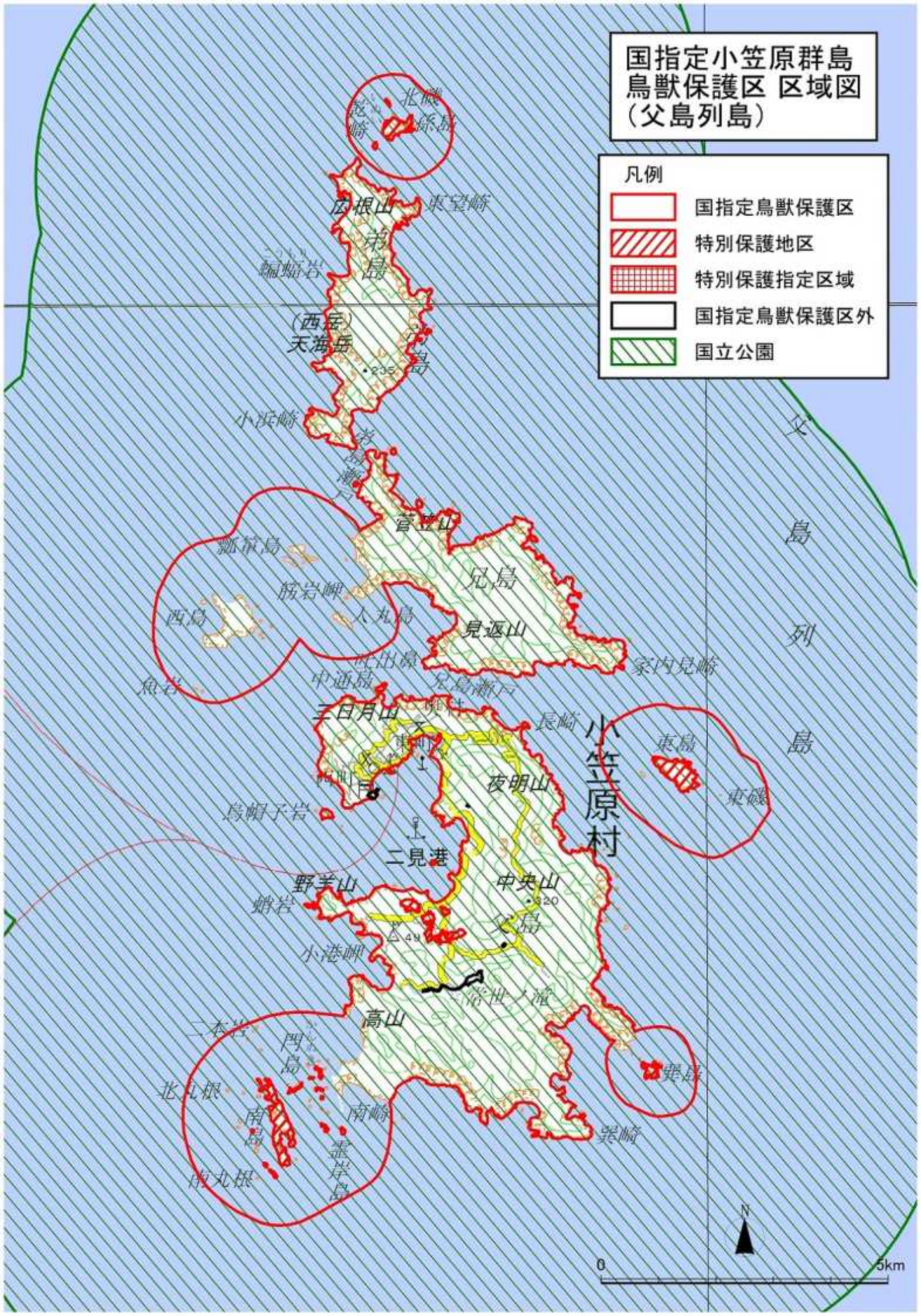


30km

国指定小笠原群島
鳥獣保護区 区域図
(父島列島)

凡例

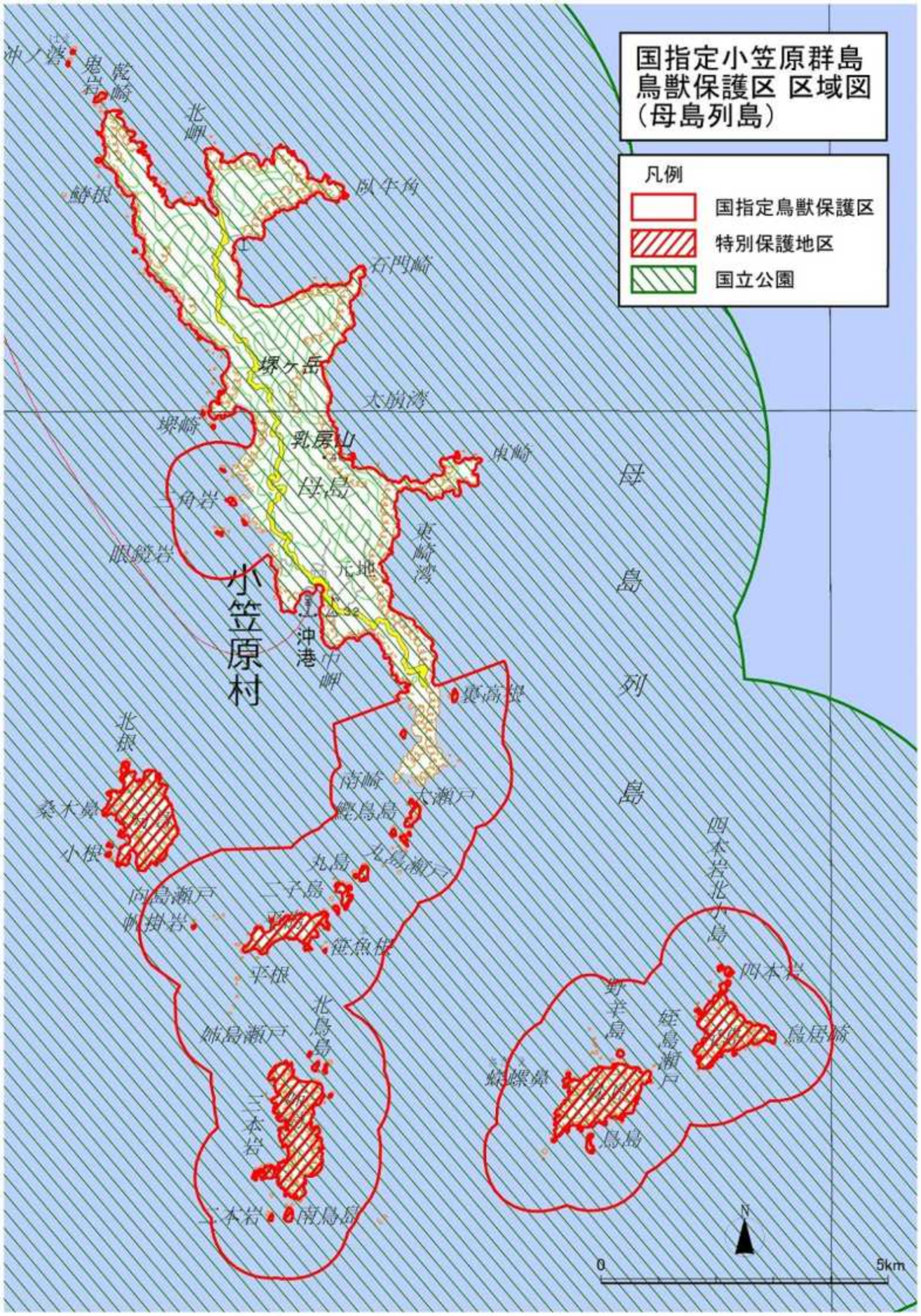
-  国指定鳥獣保護区
-  特別保護地区
-  特別保護指定区域
-  国指定鳥獣保護区外
-  国立公園



国指定小笠原群島 鳥獣保護区 区域図 (母島列島)

凡例

- 国指定鳥獣保護区
- 特別保護地区
- 国立公園



国指定小笠原群島鳥獣保護区 区域外説明図

①海上自衛隊父島基地
分遣隊駐機場等

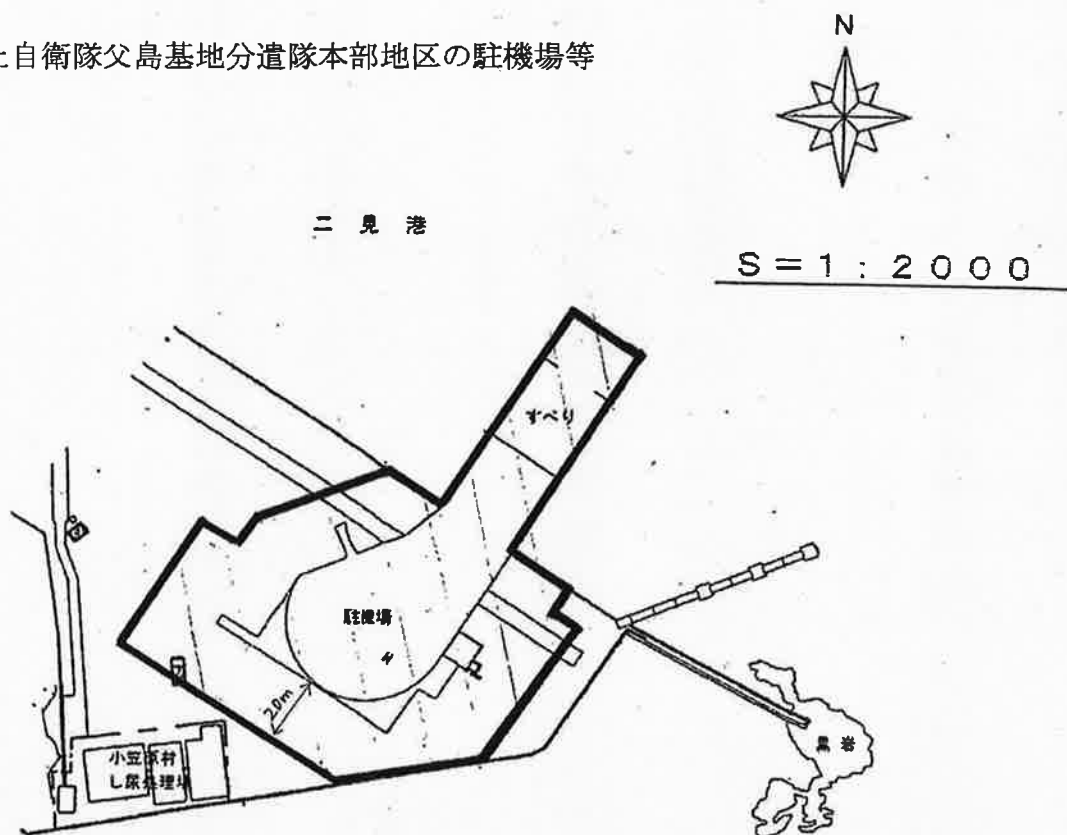
②境浦ダム湖満水水面等

③長谷ダム湖満水水面等

④時雨ダム湖満水水面及び
下流域の一部



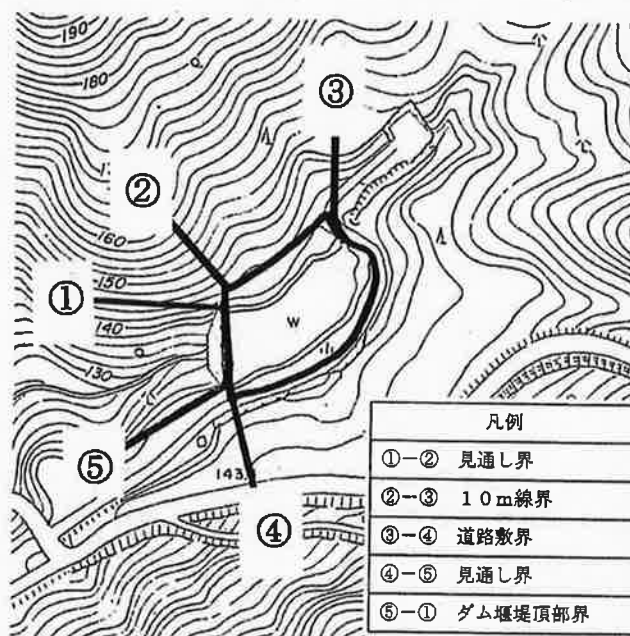
① 海上自衛隊父島基地分遣隊本部地区の駐機場等



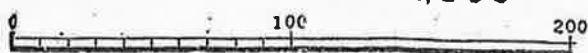
② 境浦ダム湖満水水面等



③ 長谷ダム湖満水水面等



1 : 2,500



④ 時雨ダム満水面及び下流域の一部

